

ワーキンググループにおける審議状況について（報告事項）

平成 26 年 6 月 24 日

平成 25 年 5 月に可決・成立した「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律」について、省エネルギー小委員会の下に設置された各ワーキンググループにおける議論を踏まえ、昨年 12 月 27 日に断熱材をトップランナー制度に加える改正の関係政省令等を整備し施行するとともに、本年 4 月 1 日に電気の需要平準化対策に係る改正の関係政省令等を整備し施行した。

その後、以下のワーキンググループにおいても、それぞれ審議が進められている。

1. 小売事業者表示判断基準ワーキンググループ

小売事業者における機器の表示制度のうち、それぞれの機器の省エネ性能が市場に供給されている機器の中でどこに位置付けられるかを表示する「多段階評価制度」について、各機器の最新のエネルギー消費効率の改善状況を確認の上、テレビジョン受信機について表示の基準を改正することについて審議を行い、本年 4 月 16 日に委員より改正案が了承された。4 月 17 日～5 月 16 日までのパブリックコメントを経て、6 月 6 日に改正告示が施行された。

2. 自動車判断基準ワーキンググループ

小型貨物自動車について、現行の基準である 2015 年度燃費基準の達成が見込まれる状況となったことから、本年 5 月 29 日に第 1 回ワーキンググループを開催し、新たな燃費基準の策定のための審議を行った。引き続き検討を行う。

3. 建築材料等判断基準ワーキンググループ

熱損失防止建築材料として、昨年 12 月に断熱材を追加。本年 6 月 23 日に、窓（サッシ、ガラス）をトップランナー制度の対象に追加するための審議を行った。引き続き検討を行う。